

決議

少子高齢化が一層進行し、社会保障費は医療・介護を中心に増加が見込まれる。政府は、昨年末消費税の用途も含めた社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる全世代型へと大きく転換する閣議決定をした。しかし、全世代型となっても当初から予定された長寿社会を支える医療財源はしつかりと確保されるべきと考える。

また、一〇％への消費税増税が来年十月に予定されているにもかかわらず、医療における控除対象外消費税問題は未だ解決されていない。消費税対応分を一律に診療報酬へ上乘せ補てんするだけの従来型の施策では、患者に目に見えない負担を生じさせているだけでなく、医療機関の設備投資を困難とし、地域医療の充実を図ることはできない。政府は、平成三十年代税制大綱に記された税制上の抜本的な解決に向けた結論を、早急かつ具体的に示さなくてはならない。

今国会で成立を目指している医師の偏在対策を謳った医師法および医療法の改正は、将来的に国から医師への強制的な規制や制限を生む懸念がある。今まで医師は、自由に診療科や地域を選択し、自発的に研鑽を積んで医療の質を高め、国民の健康に大きく寄与してきた。故に、医師の偏在対策において医師専門職としての自律性、いわゆるプロフェSSIONナルオートノミーが最も尊重されることを強く望む。

以上より、我々は国民の健康と医療制度を守るために、左記の如く決議する。

記

- 一、社会保障のための安定した財源を確保せよ。
- 一、控除対象外消費税問題の抜本的解決をせよ。
- 一、医師の偏在対策は、プロフェSSIONナルオートノミーを尊重せよ。

平成三十年三月十七日